

アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金 を開始します

県では、製造業を営む県内中小企業者によるアフターコロナに向けた生産性の向上及び競争力の強化の取組みを支援するため、アフターコロナに対応する新商品開発を行う事業に要する経費を支援する「岐阜県アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金」の募集を開始します。

1 補助事業者

地場産業に係る製造業を営む県内中小企業者

※地場産業 陶磁器、繊維・衣服、和紙、刃物、木工等（機械部品、水栓バルブ、プラスチック、食品等含む）に係る製造業

※原油高・物価高騰の影響を受けている事業者に限る

2 補助事業等

(1) 補助対象経費

設備導入にかかる経費（機械装置費、システム構築費、専門家経費）

(2) 補助率・上限下限額

補助対象経費の2/3

1,000万円（下限：100万円）

(3) 事業期間

交付決定日～令和6年2月29日（木）

※下記宛先へ最終日までに事業実績報告書を郵送（必着）

3 募集期間

令和5年4月10日（月）～5月12日（金） ※最終日の消印有効

4 申込方法

- ・下記ウェブページから交付申請書、事業実施計画書等をダウンロードし応募してください。
- ・交付申請書の添付書類「その他知事が必要と認める書類」として、「原油高やガス料金を含む物価高騰による影響を証明する書類」を添付してください。
- ・募集期間内に下記申込先へ郵送（書留又は簡易書留）にてご提出ください。
- ・詳細は、岐阜県公式ホームページをご覧ください。

岐阜県地域産業課

検索



5 申込・問合せ先

岐阜県 商工労働部地域産業課 地場産業振興係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁

TEL 058-272-8361 FAX 058-278-2656 E-mail : c11355@pref.gifu.lg.jp